

# 環境委員会資料

## 1 所管事務の調査（報告）

### (1) 不法係留船舶の撤去について

資料 不法係留船舶の撤去について

港 湾 局

(令和5年2月2日)

# 不法係留船舶の撤去について



## 1 これまでの経緯

平成30年の台風で被災した貨物船 MARINA号は、千鳥町ふ頭で不法係留を続けたため、船主に対し撤去命令書を送付するなど自主撤去について交渉を続けたが応じないことから、令和3年12月に行政代執行の実施方針を決定し、令和4年2月に行政代執行を実施した。

<船籍港> ベリーズ

<船主> CREDIT OCEAN SHIPPING CO., LTD(中国)

- 平成30年10月1日 台風24号で被災し自力航行不能
- 平成30年10月2日～12日 次の台風25号が接近する中、二次災害を防止するため、緊急避難として千鳥町3号係船棧橋に係留を許可
- 平成30年10月13日～ 許可期限までに船主から今後の方針が示されないため、不法係留として扱う
- 令和4年 2月 8日～15日 不法係留船「MARINA」に対する行政代執行実施
- 令和4年 5月26日 行政代執行費用(32,450,000円)について、船主からの納付が確認できなかったため国税徴収法第47条に基づき当該船舶を差押え
- 令和4年 7月22日 公売実施(入札参加者なく不成立)
- 令和4年 8月 8日 再公売実施(入札参加者なく不成立)
- 令和4年11月26日 再々公売実施(入札参加者1社 成立)  
見積価額(最低売出価格) 448,000円  
入札金額 450,000円  
買受人 都内スクラップ業者
- 令和4年12月 6日 買受人が買受代金450,000円を市に納付。公売財産の権利を取得
- 令和5年 1月16日 韓国に向け曳航し、撤去完了



離岸準備



曳航中

## 2 滞納債権について

### (1) 行政代執行に係る費用(公債権)

代執行費用	換価金額	充当後金額
32,450,000円	450,000円	32,000,000円

### (2) 行政代執行以外の不法係留等に係る費用(私債権)

請求事由	期間	金額
不法行為に基づく損害賠償請求 (不法係留期間中の 使用料相当額)	平成30年10月13日～ 令和4年2月15日	24,889,696円
事務管理費用 (保管期間中の使用料相当額)	令和4年2月15日～ 令和4年5月26日	2,036,800円

## 3 滞納債権の回収について

滞納債権については、これまで催告を行ってきたが、引き続き船主に対して催告を継続し、自主納付を求めていく。

また、財産調査を実施しているところであり、自主納付に応じない場合の対応についても、同調査の結果等を踏まえ検討していく。